

諮問番号：諮問第 261 号

答申番号：答申第 261 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

行橋市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

夜勤等も行い、できるだけ多く働いてお金を稼いでいるが、そのために手当の支給が停止されたのでは、他の人よりも働いていることの意味がないように思う。また、前夫から養育費等はもらっておらず、むしろ、結婚していた際に、前夫からお金を家に入れてもらえなかった分の借金をしており、その返済にもお金を使っているため、十分な収入は得られていない。そのため、現在、貯金等も全くできていない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適切に行われ、違法又は不当な点はないかという点にあるので、以下判断する。

#### (1) 審査請求人の前年の所得の金額について

審査請求人に係る前年の所得は令和 4 年分であり、令和 4 年の総所得金額等の合計額は、2,490,400 円で、この金額は、審査請求人の令和 4 年の総所得金額（控除前）2,590,400 円から、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。児童扶養手当法

施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第119号)による改正前のものをいう。以下「政令」という。)第4条第1項の規定により、100,000円が控除された額であることが認められる。そして、同項の規定により、2,490,400円から更に80,000円を控除した結果、審査請求人の前年の控除後の所得は、2,410,400円となる。

(2) 審査請求人の所得制限限度額について

本件処分の基本となる所得制限限度額については、審査請求人の扶養親族等又は児童は1名であることが認められるため、政令第2条の4第1項の規定により、870,000円となる。

(3) 法第9条第1項の規定の適用について

審査請求人の前年の控除後の所得は、2,410,400円であるのに対し、審査請求人の所得制限限度額は、870,000円であるから、審査請求人の前年の所得は所得制限限度額以上になる。

したがって、審査請求人は、法第9条第1項の規定により、令和5年11月から令和6年10月までの間、手当の全部又は一部が支給されない。

(4) 支給停止額について

本件処分において、政令第2条の4の規定による支給停止額は、次のとおり算出することができる。

ア 審査請求人の扶養親族等は1人であると認められるため、審査請求人は、政令第2条の4第2項の表の第1欄における「法第9条第1項に規定する扶養親族等又は児童があるとき」に該当する。

イ 審査請求人の令和4年の控除後の所得は2,410,400円であり、これは政令第2条の4第2項の表の第2欄の「1,920,000円に当該扶養親族等又は児童一人につき380,000円を加算した額」である2,300,000円以上であることが認められる。

ウ したがって、政令第2条の4第2項の規定により、手当の全部(44,140円)について支給が停止される。

支給停止額は、本件処分に係る「児童扶養手当 支給停止通知書」に記載された支給停止の金額44,140円と一致することから、手当の支給を全部停止した本件処分に法第9条第1項等の法令の適用の誤りはない。

(5) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、借金をしており、その返済にもお金を使っているため、十分な収入

は得られていない旨を主張している。このことは、審査請求人が、実質的には、法第9条第1項の「政令で定める額以上」の所得がないという主張であると解することができる。

しかし、手当の算定額の根拠となる所得は、政令第4条第1項のとおり、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得等とされており、処分庁は、保健福祉総合システムにより審査請求人の令和4年分の給与所得を確認した上で、本件処分を行ったことが認められる。

また、法第9条第1項の規定による支給停止は、前年の所得が所得制限限度額以上であることのみを要件としており、同条は、当該要件を満たす場合において、手当を「支給しない」と規定しているため、本件処分に不合理な点はない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和6年6月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年7月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第9条第1項は、手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない旨を定めている。また、政令第4条第1項は、法第9条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第1項に規定する総所得金額等から80,000円を控除した額とする旨を定めている。

政令第2条の4第2項は、法第9条第1項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が政令第2条の4第2項の表の第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする旨を定めている。

本件についてこれをみると、審査請求人の令和4年の総所得金額等の合計額から80,000円を控除した額は、2,410,400円であり、審査請求人の所得制限限度額870,000円及び政令第2条の4第2項の表に定める額2,300,000円を超えていることが認められる。

したがって、政令第2条の4第2項の規定により、手当の全部について支給が停止され、手当の支給を全部停止した本件処分に不合理な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 森 美知子